

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第5号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給職及び区分)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職及びその職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員（職員の給与に関する条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。）に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>(支給職及び区分)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職及びその職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員（給与条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。）に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p><u>（給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額）</u></p> <p>第3条 <u>給与条例附則第5項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（給与条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。）のうち、そ</u></p>

の職務の級が給与条例附則第5項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後の給料の特別調整額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第1（第1条関係）

組織	職	区分
知事の事務部局	略	略
	略	
	産業技術センター次長 高等技術学校副校長（人事委員会の認めるものに限る。） 農業試験場副場長	
	略	
	略	
略		
教育委員会の事務部局	略	略
	略 政策調整監 図書館長	
	略	略
	略 教育センター所長	
	屋島少年自然の家所長	
	略	
略		
警察の事務部局	地域監	2種
	本部部長	略
	略	

別表第1（第1条関係）

組織	職	区分
知事の事務部局	略	6種
	略	
	産業技術センター次長	
	農業試験場副場長	
	略	
略		
教育委員会の事務部局	略	3種
	略 政策調整監	
	略	5種
	略 教育センター所長 図書館長 屋島少年自然の家所長	
	略	
	略	
略		
警察の事務部局	本部部長	3種
	略	

略	
略 自動車警ら隊長	略
監察官	
略	
略	

略	
略 自動車警ら隊長 通信指令室長 監察官	5種
略	
略	

別表第2（第2条関係）

- 1 略
- 2 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	2種	109,000円
	3種	96,900円
	略	
略		

3～5 略

別表第2（第2条関係）

- 1 略
- 2 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	3種	96,900円
	略	
略		

3～5 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。